

2011年1月17日

「認証の引用及びマークの使用規定」の改定のお知らせ

「認証の引用及びマークの使用規定」を下記の通り改定しましたのでお知らせします。

記

1. 対象文書

P080401 認証の引用及びマークの使用規定

2. 版及び改定年月日

版：R04

改定年月日：2011年1月17日

3. 改定内容及び改定理由の概要

J A B 認定審査指摘事項の反映

- ① 清刷りに関する取消し時等及び外注時の管理要領の明確化
- ② B S K マーク、認定シンボルの表示例の追加
- ③ 誤記修正

4. 改定内容及び改定理由の詳細

個々の変更内容の対比及びその変更理由は、添付の「認証の引用及びマークの使用規定 新旧対比表」の通りです。

認証の引用及びマークの使用規定 新旧対比表

頁	新	旧	変更理由
2 頁	<p><目 次></p> <p>別紙-5 BSKマーク、JAB認定シンボルの表示例等… 10</p>	<p><目 次></p> <p>(なし)</p>	表示例等の追加
3 頁	<p>1. 目的 この規定は、財団法人 防衛調達基盤整備協会システム 審査センター（以下「BSK」という。）が認証を授与し た組織（以下「顧客」という。）に提供する認証書及び認 定シンボル並びにBSKマーク（以下「認定シンボル等」 という。）を使用する場合の遵守事項及び使用条件等 について規定したものです。</p> <p>3. 引用文書 JIP-IMAC510 I SMS 認定シンボル使用規定</p> <p>4. 用語の定義 <清刷(きよずり)> 特にことわりのない限り、認定シンボル等の特定の保 存形式及び所定の解像度(pixel/inch)で作成された 電子的画像データ</p> <p>6. 認定シンボル等の管理 顧客は、BSKが提供した認定シンボル等の使用にあ っては、本規定によるほか、JAB N410 又は JIP-IMAC510 の定めるところにより適切に管理しなければなりません。</p>	<p>1. 目的 この規定は、財団法人 防衛調達基盤整備協会システム 審査センター（以下「BSK」という。）が認証を授与し た組織（以下「顧客」という。）に提供する認証書並び に認定シンボル及びBSKマーク（以下「認定シンボル等」 という。）を使用する場合の遵守事項及び使用条件等 について規定したものです。</p> <p>3. 引用文書 JIP-IMAC510-2.0 I SMS 認定シンボル使用規定</p> <p>4. 用語の定義 <清刷(きよずり)> 特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の 解像度(pixel/inch)で作成された電子的画像データ</p> <p>6. 認定シンボル等の管理 顧客は、BSKが提供した認定シンボル等の使用にあ っては、本規定によるほか、JAB N410 又は JIP-IMAC510-2.0 の定めるところにより適切に管理しな ければなりません。</p>	<p>誤記修正</p> <p>最新版適用とするた め Rev を削除</p> <p>明確化のため追加</p> <p>最新版適用とするた め Rev を削除</p>

<p>3 頁</p>	<p>7. J A B 及び J I P D E C 認定シンボルの構成 J A B 及び J I P D E C 認定シンボルの構成は、別紙-2 によるほか細部は、J A B N 4 1 0 又は J I P - I M A C 5 1 0 に定めによります。</p> <p>9. 認定シンボル等の複合表示 認定シンボル及び B S K マークの複合表示は、別紙-4 によるほか細部は、J A B N 4 1 0 又は J I P - I M A C 5 1 0 の定めによります。</p>	<p>7. J A B 及び J I P D E C 認定シンボルの構成 J A B 及び J I P D E C 認定シンボルの構成は、別紙-2 によるほか細部は、J A B N 4 1 0 又は J I P - I M A C 5 1 0 - 2 . 0 に定めによります。</p> <p>9. 認定シンボル等の複合表示 認定シンボル及び B S K マークの複合表示は、別紙-4 によるほか細部は、J A B N 4 1 0 又は J I P - I M A C 5 1 0 - 2 . 0 に定めによります。</p>	<p>最新版適用とするため Rev を削除</p> <p>最新版適用とするため Rev を削除 誤記修正</p>
<p>4 頁</p>	<p>11. 清刷の管理</p> <p>(1) 顧客は、B S K から提供を受けた清刷の複製の保護及び漏洩防止のため以下を含む適切な管理を行って下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 接受の状況（受領・破棄年月日） ② 保管場所を明確にする。 ③ 定期的に管理状況の点検を実施する。（年1回以上） ④ 自ら清刷りを用いて印刷する場合は、管理台帳を用いること。（台帳記載内容：使用年月日、目的、配布先、印刷枚数、失敗枚数） <p>(2) 顧客が、印刷物やウェブサイト等作成のため、外部の業者等に清刷を提供する場合は、当該業者等に清刷の複製の保護及び漏洩防止のための以下を含む適切な管理を行うよう要求して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前(1)の①～② ② 清刷りを管理している間は、定期的に管理状況の点検を実施する。（年1回以上） ③ 印刷を外注する場合は、契約書等に以下を規定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・本規定「認証の引用及びマークの使用規定 (P080401)」を引用する。 ・清刷りを用いて印刷する場合は、管理台帳を用いること。（台帳記載内容：使用年月日、目的、配布先、印刷枚数、失敗枚数） 	<p>11. 清刷の管理</p> <p>(1) 顧客は、B S K から提供を受けた清刷の複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行って下さい。</p> <p>(なし)</p> <p>(2) 顧客が、印刷物やウェブサイト等作成のため、外部の業者等に清刷を提供する場合は、当該業者等に清刷の複製の保護及び漏洩防止のための適切な管理を行うよう要求して下さい。</p> <p>(なし)</p>	<p>管理要領の細部について明確にした。</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

<p>4 頁</p>	<p>12. 認証の一時停止又は取消しがなされた場合の処置</p> <p>(1) 認証を一時停止された場合は、その期間、認定シンボル等を使用することができません。また、ウェブサイトで使用している場合は認定シンボル等の使用を中止して下さい。</p> <p>(2) 認証を取消された場合は、認証取消し時点以降、認定シンボル等を使用することはできません。</p> <p>(3) 認定シンボル等を使用している顧客作成の文書等は速やかに廃棄するとともに、ウェブサイトで使用している認定シンボル等も速やかに削除して下さい。</p> <p>(4) 清刷りは復帰し得ない形で完全に消去して下さい。</p> <p>(5) 清刷を印刷物やウェブサイト等作製のため外部の業者に提供している場合は、速やかに清刷を引き取り、復帰し得ない形で完全に消去して下さい。</p> <p>(6) 認定シンボル等の廃棄が完了した場合、完了届をBSKに提出して下さい。</p>	<p>12. 認証の一時停止又は取消しがなされた場合の処置</p> <p>(1) 認証を一時停止された場合は、その期間、認定シンボル等を使用することができません。また、ウェブサイトで使用している場合は認定シンボル等の使用を中止して下さい。</p> <p>(2) 認証を取消された場合は、認証取消し時点以降、認定シンボル等を使用することはできません。</p> <p>① 認定シンボル等を使用している文書等は速やかに廃棄するとともに、ウェブサイトで使用している認定シンボル等も速やかに削除して下さい。</p> <p>(なし)</p> <p>② 清刷を印刷物やウェブサイト等作製のため外部の業者に提供している場合は、速やかに清刷を引き取り、復帰し得ない形で完全に消去して下さい。</p> <p>③ 認定シンボル等の廃棄が完了した場合、完了届をBSKに提出して下さい。</p> <p>(なし)</p>	<p>項目番号の見直し</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
<p>5 頁</p>	<p>別紙-5 BSKマーク、JAB認定シンボルの表示例等</p>	<p>(なし)</p>	<p>追加</p>
<p>6 頁</p>	<p>1. 基本事項</p> <p>(1) 認証書とともに印刷原本としてご使用いただけるよう、JAB認定シンボル又はJIPDEC認定シンボル並びにBSKマーク（以下「認定シンボル等」という。）の清刷を提供いたしますが、認証の引用及び認定シンボル等の使用においては、以下の誤解を招くような認証引用及び認定シンボル等の使用をしないように注意して下さい。</p> <p>4. 認定シンボル等の使用 (省略)</p>	<p>1. 基本事項</p> <p>(1) 認証書とともに印刷原本としてご使用いただけるよう、JAB認定シンボル又はJIPDEC認定シンボル並びにBSKマーク（以下「認定シンボル等」という。）の清刷を提供いたしますが、認証の引用及び認定シンボル等の使用においては、誤解を招くような認証引用及び認定シンボル等の使用をしないように注意して下さい。</p> <p>4. 認定シンボル等の使用 (省略)</p>	<p>記載内容を明確にした。</p>
<p>7 頁</p>	<p>(4) BSKマークを使用せず、JAB又JIPDECの認定シンボルの単独使用はできません。(BSKマークの単</p>	<p>(4) BSKマークを使用せず、JAB又JIPDECの認</p>	<p>BSKマークのみの使用</p>

7 頁	独使用は可能です。)	定シンボルの単独使用はできません。	について明確にした。 例を追加しました。
9 頁 別紙-3	JIS Q 14001のBSKマークの構成（参考）を追加	(なし)	追加
10 頁	注：両マークを枠で囲むことが望ましい。	(なし)	追加
12～15 頁	別紙-5	(なし)	BSKマークの表示 例、認定シンボル表示 例、シンボル等を使用 しない公表について 追加

認証の引用及びマークの使用規定

(財) 防衛調達基盤整備協会

システム審査センター

<目次>

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 引用文書	3
4. 用語の定義	3
5. 認証書の管理	3
6. 認定シンボル等の管理	3
7. JAB及びJIPDEC認定シンボルの構成	3
8. BSKマークの構成	3
9. 認定シンボル等の複合表示	3
10. 認証の引用及び認定シンボル等の使用	4
10.1 認定シンボル等の使用範囲	4
11. 清刷の管理	4
12. 認証の一時停止又は取消しがなされた場合の処置	4
別紙-1 認証の引用及び認定シンボル等使用上の注意事項	5
別紙-2 JAB/JIPDEC認定シンボルの構成（参考）	7
別紙-3 BSKマークの構成（参考）	8
別紙-4 複合認定シンボル等の表示例（参考）	9
別紙-5 BSKマーク、JAB認定シンボルの表示例等	10

改	Q	A	E	I	
変	Q	A	E	I	<p>1. 目的 この規定は、財団法人 防衛調達基盤整備協会システム審査センター（以下「BSK」という。）が認証を授与した組織（以下「顧客」という。）に提供する認証書及び認定シンボル並びにBSKマーク（以下「認定シンボル等」という。）を使用する場合の遵守事項及び使用条件等について規定したものです。</p>
	Q	A	E	I	<p>2. 適用範囲 BSKが顧客に提供した認証書及び認定シンボル等の顧客における取扱いについて適用します。</p>
変	Q Q	A A	E E	I I	<p>3. 引用文書 次の文書は、最新版を適用する。 JAB N410 認定シンボル使用規則 JIP-IMAC510 I SMS 認定シンボル使用規定</p>
変	Q Q Q	A A A	E E E	I I I	<p>4. 用語の定義 <認定シンボル> BSKがその認定された地位を示すために、財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）によって交付されるシンボル <BSKマーク> BSKの登録商標（商標登録第 4875535 号） <清刷（きよずり）> 特にことわりのない限り、認定シンボル等の特定の保存形式及び所定の解像度（pixel/inch）で作成された電子的画像データ</p>
	Q	A	E	I	<p>5. 認証書の管理 顧客は、BSKから提供された認証書の使用にあたっては、別紙-1により適切に管理しなければなりません。</p>
変	Q	A	E	I	<p>6. 認定シンボル等の管理 顧客は、BSKが提供した認定シンボル等の使用にあたっては、本規定によるほか、JAB N410 又は JIP-IMAC510 の定めるところにより適切に管理しなければなりません。</p>
変	Q	A	E	I	<p>7. JAB及びJIPDEC認定シンボルの構成 JAB及びJIPDEC認定シンボルの構成は、別紙-2によるほか細部は、JAB N410 又は JIP-IMAC510 に定めによります。</p>
	Q	A	E	I	<p>8. BSKマークの構成 BSKマークの構成は、別紙-3によります。</p>
変	Q	A	E	I	<p>9. 認定シンボル等の複合表示 認定シンボル及びBSKマークの複合表示は、別紙-4によるほか細部は、JAB N410 又は JIP-IMAC510 の定めによります。</p>

	Q	A	E	I	10. 認証の引用及び認定シンボル等の使用 顧客は、認証の引用及び認定シンボル等の使用にあたっては、別紙-1「認証の引用及び認定シンボル等使用上の注意事項」を遵守しなければなりません。 また、顧客が本規定に違反した場合は、BSKは是正処置の要求、認定シンボル等の使用禁止、認証の一時停止、取消し、違反の公表又は法的処置等の適切な処置を行います。
	Q	A	E	I	10. 1 認証の引用及び認定シンボル等の使用範囲 顧客は、認証の引用及び認定シンボル等を以下により使用することができます。 ただし、認証範囲を縮小した場合は、縮小した範囲に関わる引用及び認定シンボル等の使用を速やかに中止する処置をしなければなりません。
	Q	A	E	I	(1) パンフレット、ウェブサイト、カタログ等広報資料への印刷、貼付
	Q	A	E	I	(2) 封筒、便箋への印刷、貼付
	Q	A	E	I	(3) 名刺への印刷、貼付
	Q	A	E	I	名刺への使用は、認証された組織（認証範囲）に所属する従業員に限ります。
	Q	A	E	I	(4) 認定シンボル等の使用にあたっては、別紙-3及び別紙-4に基づき認定番号及び認証番号を記載したうえで使用して下さい。
変 追 追 追 追 追 追 追 追 追 追 追 追 追	Q	A	E	I	11. 清刷の管理
	Q	A	E	I	(1) 顧客は、BSKから提供を受けた清刷の複製の保護及び漏洩防止のため以下を含む適切な管理を行って下さい。
	Q	A	E	I	① 接受の状況（受領・破棄等年月日）
	Q	A	E	I	② 保管場所を明確にする。
	Q	A	E	I	③ 定期的に管理状況の点検を実施する。（年1回以上）
	Q	A	E	I	④ 自ら清刷りを用いて印刷する場合は、管理台帳を用いること。（台帳記載内容：使用年月日、目的、配布先、印刷枚数、失敗枚数）
	Q	A	E	I	(2) 顧客が、印刷物やウェブサイト等作成のため、外部の業者等に清刷を提供する場合は、当該業者等に清刷の複製の保護及び漏洩防止のための以下を含む適切な管理を行うよう要求して下さい。
	Q	A	E	I	① 前(1)の①～②
	Q	A	E	I	② 清刷りを管理している間は、定期的に管理状況の点検を実施する。（年1回以上）
	Q	A	E	I	③ 印刷を外注する場合は、契約書等に以下を規定する。
	Q	A	E	I	・本規定「認証の引用及びマークの使用規定(P080401)」を引用する。
	Q	A	E	I	・清刷りを用いて印刷する場合は、管理台帳を用いること。（台帳記載内容：使用年月日、目的、配布先、印刷枚数、失敗枚数）
	Q	A	E	I	(3) 前(2)の清刷の提供にあたっては、提供先業者リストを作成し、管理して下さい。
	Q	A	E	I	12. 認証の一時停止又は取消しがなされた場合の処置
Q	A	E	I	(1) 認証を一時停止された場合は、その期間、認定シンボル等を使用することができません。また、ウェブサイトで使用している場合は認定シンボル等の使用を中止して下さい。	
Q	A	E	I	(2) 認証を取消された場合は、認証取消し時点以降、認定シンボル等を使用することはできません。	
Q	A	E	I	(3) 認定シンボル等を使用している顧客作成の文書等は速やかに廃棄するとともに、ウェブサイトで使用している認定シンボル等も速やかに削除して下さい。	
Q	A	E	I	(4) 清刷りは復帰し得ない形で完全に消去して下さい。	
Q	A	E	I	(5) 清刷りを印刷物やウェブサイト等作製のため外部の業者に提供している場合は、速やかに清刷を引き取り、復帰し得ない形で完全に消去して下さい。	
Q	A	E	I	(6) 認定シンボル等の廃棄が完了した場合、完了届をBSKに提出して下さい。	

BSK-MSCC-MS-

P080401 R04

認証の引用及びマークの使用規定

BSK

	Q	A	E	I	別紙-1	認証の引用及び認定シンボル等使用上の注意事項
	Q	A	E	I	別紙-2	JAB/JIPDEC認定シンボルの構成（参考）
	Q	A	E	I	別紙-3	BSKマークの構成（参考）
	Q	A	E	I	別紙-4	複合認定シンボル等の表示例（参考）
追	Q	A	E	I	別紙-5	BSKマーク、JAB認定シンボルの表示例等

P080401 別紙-1(1/2)

認証の引用及び認定シンボル等使用上の注意事項

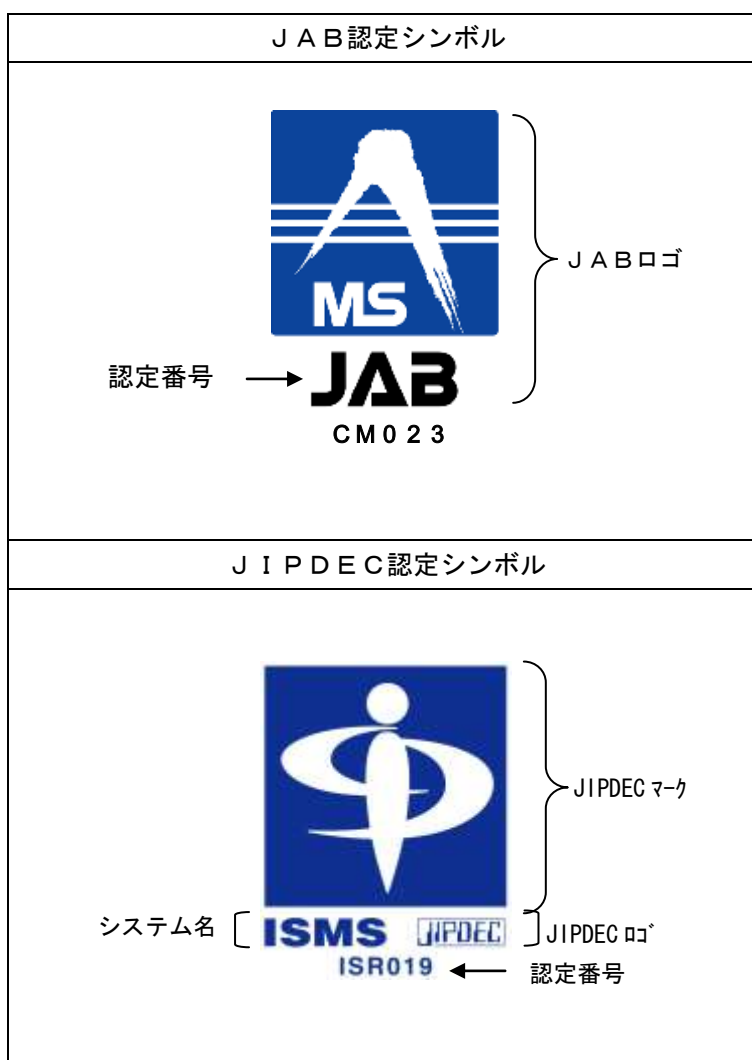
改	Q	A	E	I	
変	Q	A	E	I	1. 基本事項
	Q	A	E	I	(1) 認証書とともに印刷原本としてご使用いただけるよう、JAB認定シンボル又はJIPDEC認定シンボル並びにBSKマーク（以下「認定シンボル等」という。）の清刷を提供いたしますが、認証の引用及び認定シンボル等の使用においては、以下の誤解を招くような認証引用及び認定シンボル等の使用をしないように注意して下さい。
	Q	A	E	I	① 企業の一部の組織が認証を取得している場合で、企業全体が認証を取得しているような印象を与える引用及び使用
	Q	A	E	I	② 企業の一部（例えば総務、経理）が認証範囲外であるにも関わらず、企業全体が認証を取得しているような印象を与える引用及び使用
	Q	A	E	I	(2) 引用及び使用にあたっては、BSK及び／又は認証システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させることのないようにして下さい。
					2. 認証の引用
	Q	A	E	I	(1) 認証の引用は、認証された組織（認証範囲）について認証されていることを表明する場合のみに使用して下さい。また、認証範囲外の活動に認証が及んでいると受け取られないようにして下さい。
	Q	A	E	I	(2) 認証の範囲が縮小された場合は、全ての広告物の修正を行って下さい。
	Q	A	E	I	(3) 認証の一時停止又は取消しにより、認証の全部又は一部について無効となった場合には、当該認証を含む全ての広告物の使用を中止して下さい。
	Q	A	E	I	(4) 購入者等に対して、顧客の製品又はプロセスがBSK、JAB及び／又はJIPDECによって認証されたかのような印象を与える引用をしてはなりません。
					3. 認証書の管理
	Q	A	E	I	(1) 認証書は、適切に保管を行って下さい。また、認証書を紛失又は損傷した場合は、速やかにBSKにその旨を連絡して下さい。
	Q	A	E	I	(2) 認証書は、適切な方法で、認証書の画像を説明書、宣伝資料等の印刷物及びウェブサイト等に掲載することができます。
	Q	A	E	I	(3) 認証書（附属書を含む。）を複写する場合は、本書と複写物を区別するため、複写物には「複写」又は「COPY」等の表示をして下さい。
	Q	A	E	I	(4) 認証書の改訂版の送付を受けた場合には、認証書の旧版をBSKへ返却して下さい。また、認証取消しとなった場合も同様にBSKへ返却して下さい。
	Q	A	E	I	(5) 認証書又はその一部を、誤解を招くことのない方法で使用して下さい。また、他者に使用させる場合も同様とします。
	Q	A	E	I	4. 認定シンボル等の使用
	Q	A	E	I	(1) 認定シンボル等は、完全な形（周囲の線を含む）で複製してご使用下さい。認定シンボル等を適当な寸法（縮小又は拡大）で複製してもかまいませんが、その場合、縮小又は拡大後の認定シンボル等の与えられた比を維持（変更不可）するとともに、認定シンボル等に書かれた文字、線が鮮明に読み取れる程度の大きさでなければなりません。

P080401 別紙-1 (2/2)

改	Q	A	E	I	
変	Q	A	E	I	(2) 認証された組織の範囲内で認定シンボル等を出版物、便箋などの文房具等に使用し、顧客のマネジメントシステムが認証登録されていることを公示してもかまいません。但し、使用用途を明確にしておいて下さい。
	Q	A	E	I	(3) 認定シンボル等は、製品又は製品の包装に使用してはなりません。また、製品の適合性を示すと解釈される可能性のいかなる方法でも用いてはなりません。
	Q	A	E	I	(4) BSKマークを使用せず、JAB又JIPDECの認定シンボルの単独使用はできません。(BSKマークの単独使用は可能です。)
	Q	A	E	I	(5) JIPDEC認定シンボルは、場所に表示してはなりません。 (例えば、システム機器、事務室、コンピュータ室の入り口などへの表示。)
変	Q	A	E	I	注：認定機関のシンボルの表示の詳細については、JAB N410「認定シンボル使用規則」又はJIP-IMAC510「IMS認定シンボル使用規定」によります。

P080401 別紙-2

JAB/JIPDEC 認定シンボルの構成（参考）



P080401 別紙-3

BSKマークの構成（参考）

JIS Q 9001 の BSK マーク
 <p>BSKXXXX ← BSK登録番号</p>
JIS Q 14001 の BSK マーク
 <p>BSKEXXXX ← BSK登録番号</p>
JIS Q 27001 の BSK マーク
 <p>BSKSXXXX ← BSK登録番号</p>

P080401 別紙-4(1/2)

複合認定シンボル等の表示例（参考）

IS Q 9001, JIS Q 9100 認証取得例	
	 BSKxxxx BSKAxxxx
JIS Q 9100, JIS Q 14001 認証取得例	
	 BSKxxxx BSKAxxxx BSKExxxx
JIS Q 9001, JIS Q 14001 認証取得例	
	 BSKxxxx BSKExxxx

注：両マークを枠で囲むことが望ましい。

P080401 別紙-4(2/2)

JIPDEC認定シンボルの表示例（参考）

JIS Q 27001 認証取得例



注：両マークを枠で囲むことが望ましい。



P080401 別紙-5(1/4)

BSKマーク、JAB認定シンボルの表示例等



(BSKマーク、JAB認定シンボルは適切に管理していただく必要がありますので、お気軽にBSKにお問い合わせください。)

1 BSKマーク表示例

(1) カタログ、パンフレット等

認証対象組織の場合 (認証番号のみ表記してください。)	認証されていない組織、プロセスを含む場合 (認証番号に加え認証範囲を表記し、識別できるようにしてください。)
 <p>BSKXXXX</p>	 <p>BSKXXXX ○○工場 航空・宇宙用部品 (ボルト、ナット、 ロッド・アセンブリ及び機械加工部品) の設計・開発及び製造</p>

(2) 名刺

認証対象組織に所属し、認証範囲内で使用する 場合 (認証番号のみ表記してください。)	認証されていない組織、プロセスを含む場合で 使用する場合 (認証番号に加え認証範囲を表記し、識別できるようにしてください。)
 <p>BSKXXXX</p>	 <p>BSKXXXX ○○工場 航空・宇宙用部品 (ボルト、ナット、 ロッド・アセンブリ及び機械加工部品) の設計・開発及び製造</p>

P080401 別紙-5(2/4)

2 認定シンボル表示例

(1) カタログ、パンフレット等

<p>認証対象組織の場合 (認証番号のみ表記してください。)</p>	<p>認証されていない組織、プロセスを含む場合 (認証番号に加え認証範囲を表記し、識別できるようにしてください。)</p>
 	  <p>〇〇工場 航空・宇宙用部品（ボルト、ナット、 ロッド・アセンブリ及び機械加工部品）の設計・ 開発及び製造</p>

注：両マークを枠で囲むことが望ましい。

(2) 名刺

<p>認証対象組織に所属し、認証範囲内で使用する 場合 (認証番号のみ表記してください。)</p>	<p>認証されていない組織、プロセスを含む場合で 使用する場合 (認証番号に加え認証範囲を表記し、識別できるよ うにしてください。)</p>
 	  <p>〇〇工場 航空・宇宙用部品（ボルト、ナット、 ロッド・アセンブリ及び機械加工部品）の設計・ 開発及び製造</p>

注：両マークを枠で囲むことが望ましい。

P080401 別紙-5(3/4)

(3) JIS Q 9100, JIS Q 14001, JIS Q 27001 認証取得例



注：1 両マークを枠で囲むことが望ましい。

2 前2項(1)(2)も参照してください。

P080401 別紙-5(4/4)

3 シンボル等を使用しない公表

(1) カタログ、パンフレット等

全組織が認証されている場合	一部に認証されていない組織、プロセスがある場合 (認証番号に加え認証範囲を表記し、識別できるようにしてください。)
〇〇〇〇株式会社 ISO9001 認証取得	〇〇工場 ISO9001 認証取得 BSKXXXX 航空・宇宙用部品（ボルト、ナット、ロッド・アセンブリ及び機械加工部品）の設計・開発及び製造

(2) 名刺

認証対象組織に所属し、認証範囲内で使用する場合 (認証番号のみ表記してください。)	認証範囲外で使用する場合 (認証番号に加え認証範囲を表記し、識別できるようにしてください。)	認証範囲外及び認証範囲外・認証組織外で使用する場合 (認証番号に加え認証範囲を表記し、識別できるようにしてください。)
〇〇〇〇株式会社 ISO9001 認証取得 BSKXXXX	〇〇〇〇株式会社 ISO9001 認証取得 BSKXXXX 航空・宇宙用部品（ボルト、ナット、ロッド・アセンブリ及び機械加工部品）の設計・開発及び製造	〇〇工場 ISO9001 認証取得 BSKXXXX 航空・宇宙用部品（ボルト、ナット、ロッド・アセンブリ及び機械加工部品）の設計・開発及び製造